

事 務 連 絡

平成26年8月1日

公益社団法人 愛知建築士会
会 長 廣 瀬 高 保 殿

愛 知 県 建 設 部 長

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について（通知）

日頃は本県の建設行政につきまして、ご理解とご協力いただき御礼申し上げます。

石綿の飛散を防止する対策の強化を図り、人の健康に係る被害を防止するため、「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が平成26年6月1日から施行されました。

つきましては、請負者が発注者へ調査結果を書面で説明する「参考様式1」及び、その調査結果を解体等工事の場所へ掲示する「参考様式2」を作成しましたのでご活用下さい。

担 当 建築技術・工事検査グループ
土木技術グループ
電 話 052-954-6615(ダイヤルイン・建築)
052-954-6507(ダイヤルイン・土木)
内 線 2890(建築)、2875(土木)

【参考様式1】

説 明 書

平成 年 月 日

(発注者) 殿

(請負者) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

大気汚染防止法第18条の17第1項の規定により、当該解体等工事の事前調査の結果等に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

4 説明内容 (施行規則第16条の7)

①調査を終了した年月日

②調査の方法

設計図書による確認

現場確認

分析調査による確認

③調査の結果

当該解体等工事が特定工事※に該当しない

当該解体等工事が特定工事※に該当する (別添による)

※特定工事とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。

[担当者名・連絡先等]

1 担当者氏名

2 会社名、部・課名

3 電話番号

【別添】

当該解体等工事が特定工事に該当する場合の説明内容

- ①特定粉じん排出等作業の種類
- ②特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ④特定粉じん排出等作業の方法
- ⑤特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ⑥特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ⑦特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ⑧下請負人が特定粉じん排出作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

法 18 条の 15
第 1 項
4～7

規則 16 条の 8
(10 条の 4
第 2 項)

【参考様式2】

大気汚染防止法第18条の17第1項による調査結果について

大気汚染防止法第18条の17第1項による調査結果を同法同条第4項の規定により掲示します。

(請負者) 住 所：
名 称：
代表者氏名：

1. 調査を行った者

2. 調査を終了した年月日

3. 調査の方法

4. 調査の結果

当該解体等工事が特定工事に該当する

(特定建築材料の種類：)

当該解体等工事が特定工事に該当しない